

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施に係る認定・登録要領

1 目的

愛知県内の救急医療機関（以下「医療機関」という。）に勤務する救急救命士が、重度傷病者が当該医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該医療機関に到着し当該医療機関に滞在している間）に実施する救急救命処置のうち、愛知県救急業務高度化推進協議会（以下「協議会」という。）の認定を必要とする救急救命処置に係る認定及び登録等の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 認定を必要とする救急救命処置

認定を必要とする救急救命処置は、救急救命士の資格を取得した以後に省令改正等により新たに実施を認められた救急救命処置のうち、厚生労働省通知において都道府県メディカルコントロール協議会の認定を求められている以下の救急救命処置を指す。

- （１） 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対する気管内チューブによる気道確保
- （２） 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
- （３） 心臓機能停止の状態にある患者に対する薬剤（エピネフリン）投与
- （４） 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与

3 申請の対象

医療機関に勤務する救急救命士で、協議会の認定を必要とする救急救命処置に係る講習及び実習を修了した者とする。ただし、次に掲げるものは認定を要しない。

- （１） 心臓機能停止の状態にある患者に対する薬剤（エピネフリン）投与において、平成１８年４月１日以降に実施された救急救命士国家試験（第３０回以降）の合格者
- （２） 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与において、平成２７年４月１日以降に実施された救急救命士国家試験（第３９回以降）の合格者

4 申請の手続

認定を受けようとする救急救命士を雇用する医療機関の管理者は、次の書類を協議会に提出することにより申請する。

- （１） 認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書（第１号様式）
- （２） 救急救命士免許証の写し
- （３） 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習の修了証及び実習の修了証
- （４） 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習及び実習カリキュラム
- （５） その他協議会が必要と認めるもの

5 認定

- (1) 協議会は、前4による申請を受けた場合、当該救急救命士が申請のあった救急救命処置について前4(3)(4)が確認された場合はこれを認定する。
- (2) 協議会は、前(1)の認定を行ったときは、申請者を經由し当該救急救命士に対して認定証を交付する。
- (3) 協議会は、前4(1)の認定を行わなかったときは、申請者を經由し当該救急救命士に対して却下を通知する。
- (4) 協議会は、前4(1)の認定を行った救急救命士について、その認定申請の内容に虚偽があったことが発覚した場合は、その認定を取り消すことができる。
- (5) 協議会は、前4(1)の認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成及び管理する。

6 変更等の手続き

- (1) 前5(1)の認定を受けた救急救命士は、申請内容に変更事項等があったときは、認定を要する救急救命処置に係る申請事項変更等届出書(第2号様式)により速やかに協議会に届けるものとする。
- (2) 認定を受けた当該救急救命士を雇用する医療機関は、毎年4月1日現在の協議会が認定した救急救命士所属状況を、認定を要する救急救命処置を行う救急救命士一覧(第3号様式)により協議会へ報告するものとする。

7 その他

- (1) 認定を必要とする救急救命処置実施に係る救急救命士の講習及び実習は、厚生労働省通知等に則ったカリキュラム、内容とすること。
- (2) 事故発生時の責任の所在は、認定を受けた救急救命士を雇用する医療機関又は当該救急救命士にあるものとする。
- (3) 県外から県内の医療機関へ勤務先が変更となった場合等、本申請手続以前に、認定を必要とする救急救命処置実施に係る認定を受けている救急救命士においても、前3の認定手続をとるものとする。
- (4) この要領に定めるもののほか、医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施に係る認定・登録に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年11月4日から施行する。